

大熊町いちご栽培施設（大川原地区）管理運営者公募要領

（被災地域農業復興総合支援事業）

町では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により大きな被害を受けた、町内農業の復興、安全・安心な農作物の生産、を図るため、「被災地域農業復興総合支援事業」を実施しています。

つきましては、次のとおり本事業により整備する栽培施設の管理運営者（借受者）を募集します。

1 事業の目的

本町の農業は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う農地汚染や避難指示により甚大な被害を受け、数年前は営農再開の見通しが立たない状況でありました。

その後、国による除染も進み、町では避難指示の一部解除に向けインフラ等の整備を進めていましたが、来年度中には中屋敷・大川原地区の避難指示が解除される見込みとなりました。

これに伴い、安定していちごを栽培することが可能な栽培施設を町が整備し、農業者等が安全な農作物を生産・出荷することにより、農業者の帰町・営農意欲向上や帰還町民等への雇用の創出を図り、本町農業の振興と地域農業の活性化を目指すものである。

2 栽培施設の概要

（1）事業の名称

被災地域農業復興総合支援事業

（2）施設の所在地

大熊町大字大川原字西平地内

（3）栽培施設及び付帯施設一式

施設	棟数	面積	備考
いちご栽培施設	2棟	A棟 18,032 m ² B棟 10,208 m ² 合計 28,240 m ²	栽培・育苗等に関する機械設備を含む
選果・管理棟	1棟	1127.11 m ²	選果・出荷等に関する機械設備を含む

※当施設は、平成31年3月に竣工予定であり、翌月の4月1日より運営を開始する予定。

(4) 生産能力

- ア 栽培仕様 太陽光利用型高設養液栽培
- イ 対応品目 いちご
- ウ 生産数量 2棟で150,000株(1株約300~800g)

3 応募内容・手続き

(1) 応募資格

町内で営農再開又は新規営農を開始する農業者等(※)で次の要件すべてを満たす者とする。

【要件】

- ①町の農業再生・復興に関する事業として取り組む意思があること。
- ②施設等の維持管理、運営等に関する体制を整備可能であり、それらの経費を負担できる見込みがあること。

※ 農業者等とは、農業協同組合、農業生産法人、特定農業法人、特定農業団体、第3セクター等(地方公共団体、農業協同組合が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。)、農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体、認定農業者、新規就農者等を指す。

(2) 応募書類

- ① 被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等無償貸付申込書【様式第1号】
 - ② 被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等利用計画書【様式第2号】
 - ③ 定款、規約等(組織の場合)
 - ④ 登記事項証明書(法人格を有する場合)
 - ⑤ 農業経営改善計画認定書及び農業経営改善計画認定申請書(認定農業者の場合)
- ※ 審査で必要な場合、追加で書類の提出を求められることがある。

(3) 提出部数

各1部

(4) 受付期間

平成30年12月17日(月)から平成30年12月25日(火)(土日祝日を除く)まで
※午前9時から午後5時とする。

(5) 受付場所及び受付方法

- ① 受付場所 大熊町役場 産業建設課（いわき出張所1階）
- ② 受付方法 持参（郵送等は不可）

(6) 応募における注意事項

- ① 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。
- ② 提出された応募書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

4 管理運営者(借受者)の審査及び選定

(1) 選定体制

町が設置する「大熊町被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等貸付選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、選定を行う。

(2) 選定方法

応募者の提出書類及びヒアリングにより、事業の具体性や大熊町農業の復興へ寄与する計画等について総合的に評価する。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となる場合がある。

- ① 本要領に定める事項に違反したとき（提出期限、提出方法、書類の内容など）
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ③ 審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われたとき
- ④ その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき

(4) 管理運営者(借受者)の選定

選定委員会による審査の結果、最も優れた評価となった提案の応募者を管理運営者(借受者)に選定する。なお、選定結果については、全ての応募者に文書で通知する。

5 スケジュール

平成30年12月25日（火） 管理運営者（借受者）の公募締め切り



申請者がいれば選定委員会を開催（※申請がない場合は再公募。）



選定委員会による選定結果を通知



- ・平成31年4月1日付けで施設及び敷地の貸借契約締結
- ・同日より管理運営開始

6 管理運営

(1) 管理運営期間（貸付期間）

平成32年3月31日までとするが、双方より特段の意思表示が無い場合は自動的に1年間更新されるものとする。

※ただし、「大熊町被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等の無償貸付及び譲与に関する条例」第6条に定める期間を超えないものとする。

(2) 管理運営の形態

町と施設及び敷地の貸借契約を締結し、下記の内容について、管理運営を行うものとする。

- ① 施設を管理運営する際の維持管理費、修繕費、有益費及び必要経費（施設の管理運営に係る消耗品等の準備など）については、管理運営者の負担とする。
- ② 施設等に事故があるときに備え、補償及び損害賠償費用を負担することができる保険等へ加入するものとし、それらの経費は管理運営者の負担とする。
- ③ 施設敷地については、施設の貸借契約と併せ町と貸借契約を締結する。（無償）
※その他、詳細については別途協議するものとします。